明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（**国土交通**七四）　一

〔告　示〕

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**三一八）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（**同**三一九）
○除籍が滅失した件（**同**三二〇～三二二）
○日本国に帰化を許可する件（**同**三二三）
○オーストラリア産電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税の課税期間が満了した件（**財務**二八〇）　三
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**九）
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**二八一）
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**二八二）
○共同漁業及び区画漁業を免許した件（**農林水産**二四一六）
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（**同**二四一七）
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**八二八）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**八二九）
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**八三〇～八三三）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**八三四）
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一七一）
○浄化槽の型式を認定した件（**北陸地方整備局**七五、七六）
○道路に関する件（**北海道開発局**九七）　四　五　六　七

〔国会事項〕

産　業　七

〔人事異動〕

日本工業規格（厚生労働省、厚生労働省・経済産業省）　七
労　働　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
国家試験　七
平成二十六年（第六十四回）計量士国家試験（経済産業省）　七

〔公　告〕

諸事項　八
官庁　八
有権者申出方、犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価関係　八
裁判所　九
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　九
会社その他　一〇
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一〇

省　令

○国土交通省令第七十四号

道路法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十号）及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第二百四十三号）の施行に伴い、並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）を実施するため、道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の五を削り、第四条の五の二を第四条の五とする。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和六十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第六条（見出しを含む。）中「第四条第十項第一号」を「第五条第十項第一号」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。）第四条第二項第五号」を「法第五条第二項第五号」に改め、同条第一号中「第四条第二項第一号」を「第五条第二項第一号」に改め、同条を第六条とする。